

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第11号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条の2関係）			別表第2（第7条の2関係）		
項	路線名等	区間	項	路線名等	区間
略			略		
32の8	県道東広島白木線	東広島市八本松町宗吉1086番2先から東広島市志和町志和東3769番3先まで	32の8	県道東広島白木線	東広島市八本松町宗吉1086番2先から東広島市志和町志和東3769番3先まで
32の9	県道本郷大和線	<u>三原市本郷町善入寺字正広山10589番1先から</u> <u>三原市本郷町善入寺字靴打場10332番1先まで</u>			
32の10	県道本郷大和線	<u>三原市本郷町善入寺字正廣10095番26先から</u> <u>三原市大和町大草字和田3052番1先まで</u>			
32の11	県道福山尾道線	<u>福山市高西町真田68番2先から</u> <u>尾道市西藤町182番先まで</u>			
32の12	県道福山尾道線	<u>福山市瀬戸町大字山北8番1先から</u> <u>福山市神村町6006番1先まで</u>			
33	略		32の9	略	
34	県道東広島本郷忠海線	東広島市河内町入野字大平1269番先から三原市本郷町善入寺字正広山10589番1先まで	32の10	県道東広島本郷忠海線	東広島市河内町入野字大平1269番先から三原市本郷町善入寺字正広山10589番1先まで
			32の11	県道本郷大和線	<u>三原市本郷町善入寺字正広山10589番1先から</u> <u>三原市本郷町善入寺字靴打場10332番1先まで</u>
			33	県道福山尾道線	<u>福山市高西町真田68番2先から</u> <u>尾道市西藤町182番先</u>

					まで
			34	県道福山尾 道線	福山市瀬戸町大字山北 8番1先から 福山市神村町6006番1 先まで
略			略		

附 則

この公安委員会規則は、令和4年7月1日から施行する。